

独立行政法人等の中（長）期目標の策定について

令和6年11月21日

独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（令和4年4月8日委員会決定）に基づき、「政策実施機能の最大化」の観点から、令和6年度に中（長）期目標期間が終了する法人等（以下「令和6年度見直し対象法人等」という。）について、主務大臣による見込評価及び業務・組織見直しの結果を確認することはもとより、主務省及び法人の長その他の役員（監事を含む。）との間で、法人の使命、直面する課題及び取り巻く環境の変化について幅広く議論を行いつつ、本年度の調査審議を行ってきた。

上記調査審議の結果、委員会として、個々の令和6年度見直し対象法人等について、その目標に具体的に盛り込むことを検討していただきたい点（以下「留意事項」という。）を下記のとおり取りまとめる。令和6年度見直し対象法人等の次期中（長）期目標の検討に当たっては、留意事項の内容及びその背景事情の趣旨をよく御理解いただいた上で、目標に具体的に盛り込んでいただくことに加え、併せて「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（令和4年4月8日委員会決定。以下「業務・内部管理運営方針」という。）を、十分に踏まえた目標となるよう留意されたい。

特に、業務・内部管理運営方針のうち、「事業の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する」ことや、「法人が使命を果たしていく上で必要な人材の専門性を一層高度化させるための人材の確保・育成を促す」ことは、法人が取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、質の高いサービスを継続的に提供する上で基盤となる重要な事項であることから、個々の業務に関する目標とともに具体的に盛り込んでいただきたい。

なお、検討の際は、業務の前提となる政策そのものの方向性を含め、主務省と法人との間で十分なコミュニケーションを図るとともに、業務の重み付けについても適切に行うことが重要であることを申し添える。

記

（１）日本医療研究開発機構

（留意事項）

- ・ 法人の業務内容が拡大・複雑化している中で、改めて、医療分野の基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進するという法人の中核的役割について、特に社会からの研究成果の実用化への要請を踏まえて、多様な関係者と共通理解を図り、新たな中長期目標の策定及びその実現に向けて取り組んでいくことが必要ではないか。

また、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省がそれぞれ主務省として関与し、総務省及びこども家庭庁を含めた府省庁ごとに要求した予算事業を法人が実施する仕組みとなっているが、実用化のための研究開発を継続的・安定的に支援する観点から、内閣府が

的確なリーダーシップを発揮しながら、主務省全体として一貫性のある方向性を示すとともに、関係府省庁と法人は事業の検討段階から成果の円滑な実用化まで継続的な意思疎通を高める枠組みを設けることが必要ではないか。

- ・ 人材確保・育成について、研究開発マネジメント人材等の資金配分機関として必要な人材の在り方を検討するとともに、公的組織ならではの魅力、業務を通じて得られる経験・能力、キャリアパスなどの効果的な発信を始め優秀な人材の確保・育成に戦略的に取り組むことを次期中長期目標に盛り込んでどうか。また、法人内部において業務の継続性を保ち、知見を蓄積することに加えて、民間との人材交流を始め、限られた有為な人材を官民で循環的に育成していくことも必要ではないか。

(背景事情)

- ・ 法人は、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)において、医療分野の研究開発の司令塔機能を創設することとされたことを受け、基礎から実用化まで切れ目ない研究管理の実務を行う独立行政法人として設立された。

また、現行中長期目標において、法人は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発まで一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画(令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定、令和3年4月6日一部変更)に基づき、大学、国立研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備等の業務を行うことが目的とされている。

さらに、法人は、医療分野の研究開発関連予算(国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究を行うために、研究者や研究機関に配分される研究費等)を集約し、基礎から実用化まで切れ目ない研究開発支援を実施してきているが、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省がそれぞれ主務省として関与しており、予算要求は主務省に加えて総務省及びこども家庭庁を含めた各府省庁個別に実施しているため、業務・組織見直しにおいて、法人における研究開発支援の観点から、各省庁に紐づく施策・事業の間の壁について指摘がなされた点を課題として挙げている。

- ・ 一方で、現行中長期目標期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を契機に、将来の感染症有事に備えた政府一体となったワクチン・治療薬・診断薬開発の必要性が浮き彫りになった。加えて、「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定)においては、予防・重症化予防・健康づくりに関する大規模実証研究事業の活用などにより、保健事業やヘルスケアサービスの創出を推進し、得られたエビデンスの社会実装に向けた法人の機能強化を行うことが課題となっている。さらに、同期間中に、特に先進的で緊要な革新的技術の創出や中長期的な研究開発の促進等のため、基金事業の実施も開始しており、法人に求められる役割及び業務内容が拡大・複雑化している。

このため、基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進するという法人の中核的役割について、特に社会からの研究成果の実用化への要請を踏まえて、中長期目標の策定や予算

要求の際に、関係府省庁間及び関係府省庁と法人間において、十分なコミュニケーションを取った上で共通理解を図り、一貫性のある目標等を示す必要があると考える。

- ・ 法人は、現行中長期目標において、法人に求められる機能（医療に関する研究開発のマネジメント、研究データマネジメント等）を果たすため、適切な組織・人員体制の整備、特に、法人におけるマネジメントにおいて重要な役割を果たすプログラムディレクター（PD）、プログラムスーパーバイザー（PS）、プログラムオフィサー（PO）等、高度の専門性が必要とされる者については、産学官からの優れた人材の登用を積極的に行うこととされている。
- ・ しかし、見込評価において、「第3期中長期目標期間中の統合プロジェクトへ円滑に移行できるよう、組織の最適化に取り組む必要がある」、「シンクタンク機能、伴走支援の充実を求められており、優秀な人材の確保が課題である」とされている。また、業務・組織見直しにおいても、医療分野の研究開発のマネジメントを始め業務運営に係る人材の確保・育成の方針に基づき、人材確保・育成を進めることとされていることから、研究成果の社会実装に向けた伴走支援を強化するための人材の確保・育成をどのように進めていくかが課題となっている。

人材の質と量の双方に目配りした人材の確保・育成に係る方針や計画を、主務省と法人で議論の上、策定して、人材確保・育成につなげることも必要であると考え。

（２）理化学研究所

（留意事項）

- ・ 激しい国際競争の中で、我が国の研究機関のプレゼンスを高めていくため、特定国立研究開発法人として世界最高水準の研究成果の創出がなされているか適切に評価できるような目標又は指標を設定するべきではないか。
- ・ 先進的な研究環境の整備として、優れた若手研究者や女性研究者等の育成・輩出に向けて、有期雇用の通算契約期間の上限規制撤廃、給与の弾力化、女性限定公募の加速等の取組を実施してきていることから、各取組の効果を適切に評価しつつ、流動性と安定性を高いレベルで両立した人材の確保・育成のための取組を更に推進することが重要ではないか。
- ・ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づき出資している株式会社理研イノベーションの産業界とのつながりが強い等の優位性を最大限活用し、法人が有する研究シーズを産業界に能動的に提案するとともに、その成果を法人の成果として適切に評価できるような目標又は指標を設定するべきではないか。

（背景事情）

- ・ 日本全体において、海外への派遣研究者数（1か月超）は2001年頃から低下しており、同時期から日本全体の研究力（論文数、Top10%補正論文数、Top1%補正論文数のシェア変化）も低下傾向がみられる（研究者の交流に関する調査（令和6年3月）及び科学技術指標2024）。
業務・組織見直しにおいて、「目標の達成度に係る客観的かつ明確な評価を行う観点から、達成すべき内容や水準等をそれぞれの分野の特性に応じて具体化した指標を設定する」とされているところ、特定国立研究開発法人である法人において世界最高水準の研究成果の

創出がなされ、それが適切に評価できるよう、これまで設定している指標（注）のみならず、新たな指標を検討することが重要である。

（注）モニタリング指標（抜粋）

学術論文誌への論文掲載数、論文の質に関する指標（Top10%論文数等）

また、研究分野を超えた知の糾合や新たな科学の創出により、法人では、世界最高水準の研究成果を生み出すため、例えば、法人の最先端の研究基盤等（スーパーコンピュータ「富岳」、量子コンピュータ等）を活用する枠組み（TRIP）を推進してきているところ、業務・組織見直しにおいても「分野を越えた知の糾合や新たな科学の創出により、地球規模課題の解決や将来社会への発展に貢献するため、総合研究機関の強みを活かした取組をより一層強化することが必要である」とされている。

- ・ 法人では、これまで、人材の確保・育成のための取組として次のような取組を実施してきた。

- ・ 無期雇用職の登用制度
- ・ 有期雇用の通算契約期間の上限規制撤廃
- ・ 給与の弾力化
- ・ 女性限定公募の実施
- ・ 顕著な業績等を挙げた研究者・技術者の表彰
- ・ クロスアポイントメント制度の活用
- ・ キャリアサポート 等

業務・組織見直しにおいては、「研究者が中長期的な視野にたつて、研究に専念できる環境が確保されるよう、流動性と安定性を高いレベルで両立した、他の研究機関の模範となる、魅力的かつ先進的な研究人事システムを整備する」とされているところ、未来を託すに足る優れた次世代の研究者・技術者が育ち、飛躍する国際頭脳循環の場として更に発展させるため、人材の確保・育成のための各取組の効果を見極めつつ、取組を更に推進していくことが重要である。

- ・ 法人では、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（令和5年法律第47号）に基づき、法人が100%出資し設立した株式会社理研イノベーションを活用し、知的財産の獲得に向けた調査・相談、特許出願に係る支援、民間企業への紹介等を通じ、法人発のイノベーションの発展を進めてきている。

他方、株式会社理研鼎業（現：株式会社理研イノベーション）については、令和3年度監査報告書において、①収入実績が全額法人からの収入に依存し、自己収入が無いこと、②業務において法人の各研究センターとの連携体制が十分に確立されていないこと、③新規雇用による人員増による固定費増により、イノベーション事業法人として期待される役割が果たせていないことなどから、体制面について期待される役割が果たせていない、との指摘があった。こうしたことから、法人は、令和4年度から法人のシーズからイノベーションへの価値を研究者と共に見出し、産業界に提案するような能動的な対応を強化し、令和5年度からは主にシーズごとにイノベーションへのロードマップを立案し推進する取組を強化すること等により産業連携の体制の強化を図った。また、令和6年6月に、株式会社理研鼎業から株式会社理研イノベーションに社名変更し、新たな代表取締役社長を就任させるなど体制面での刷新を図っている。

見込評価においては、民間企業との共同研究等の受入額、知的財産権の実施許諾件数等の実数、10年以上保有している特許の実施化率等は記載されているものの、これらの実績がどれだけのパフォーマンスを上げているものか客観的に評価するのが困難である。また、業務・組織見直しにおいては、「産業界との組織対組織の連携による産学協創を推進」、「研究開発成果の橋渡し機能を強化」等とされている。

株式会社理研イノベーションを活用した法人発のイノベーションの創出を更に図る観点から、法人が有する研究シーズを産業界に能動的に提案するとともに、その成果を適切に評価できるような目標又は指標を設定することが重要である。

(3) 宇宙航空研究開発機構

(留意事項)

- ・ 法人に求められる役割の増大、慢性的な人材不足の中において、アルムナイ施策の推進、非宇宙分野も含めた経験者採用の拡大、組織内の人的リソースの配分見直し等の取組を実施してきていることから、各取組の効果を適切に評価しつつ、このような人材の確保・育成のための取組を更に推進することが重要ではないか。
- ・ 法人が、民間企業や大学等との共同研究、民間企業への出資等の多様な手段を用いて産学官・国内外における技術開発・実証、人材、技術情報等における結節点としての新たな役割を実現するとともに、特に宇宙戦略基金について、法人による民間企業・大学等への支援等の活動を更に推進するため、これらの成果を適切に評価できるような目標又は指標を設定するべきではないか。

(背景事情)

- ・ 法人は、「宇宙基本計画」(令和5年6月13日閣議決定)の中で「宇宙開発の中核機関」として位置づけられており、当該政策目標の実現に向けて、各種の先端・基盤的な研究開発、プロジェクトの実行や民間事業者や大学への支援等を通じた、社会に対するアウトカムの創出が求められている。こうした背景の下で、民間事業者が行う先端的研究開発に対する助成を行うための宇宙戦略基金の創設(令和6年)など、法人に求められる役割が増大している一方、近年の人員は微増傾向にあるものの、平成15年の法人設立後減少傾向にある。

○職員数の推移(注)

平成15年10月(法人設立): 1,772人

平成30年4月: 1,525人

令和6年4月: 1,635人

(注) 法人ホームページより抜粋

法人では、これまで、人材の確保・育成のための取組として次のような取組を実施してきた。

- ・ 経験者(キャリア)採用の積極的な実施
- ・ 新卒採用資格の応募枠の拡大
- ・ アルムナイ施策の推進
- ・ クロスアポイントメント制度の活用
- ・ 一定期間の相手方機関への出向 等

見込評価においては、「人材への投資の重要性が再認識されたことを踏まえ、これを踏まえた活動を引き続き進めていくことが望ましい」とされ、業務・組織見直しにおいては、「本法人の人的資源の拡充・強化を図る」とされているところ、人材の確保・育成のための各取組の効果を見極めつつ、取組を更に推進していくことが重要である。

- ・ 宇宙基本計画においては、「宇宙空間というフロンティアにおける活動を通じてもたらされる経済・社会の変革（スペース・トランスフォーメーション）は、これまでのように一部の限られた国々によるものではなく、多くの国々が競争や協力をしながら推し進め、恩恵を受けていくものと見込まれる。また、官主導から官民共創へとその担い手が広がってきており、その変革のスピードは足元で急速に高まっている」とされ、「宇宙開発の中核機関」である法人を結節点とし産官学による宇宙活動を加速することが求められている。

また、法人は、我が国の研究開発レベル・技術力の底上げが急務であるという認識の下、宇宙基本計画において、産学官・国内外における技術開発・実証、人材、技術情報等における結節点として活用されることとされている。現行中長期目標においても、「民間事業者等との協働や技術面での支援・助言等による新たな事業の創出」、「民間事業者等との相互の人材交流等の人材流動性を高めるための取組を推進」、「民間事業者等と適切な役割分担に基づいたパートナーシップを結び、協働で研究開発を推進」、「民間事業者及び大学等に対する戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化」等とされており、「宇宙開発等の中核機関」としての法人の位置づけを踏まえ、民間企業や大学等との共同研究、民間企業への出資等の多様な支援のための手段を有している。

さらに、令和6年には、民間事業者が行う宇宙輸送、衛星、探査等の各技術開発テーマの先端的研究開発に対する助成を行うための総額一兆円規模（今後の見込みを含む。）の宇宙戦略基金を創設し、これまでの民間企業への支援等の活動を更に推進することとしている。

業務・組織見直しにおいては、「本法人の先端・基盤技術の研究開発能力を強化するとともに、産学官の結節点として、宇宙戦略基金を活用した民間企業・大学等への支援が着実に進むよう取り組む」とされ、また、見込評価においては、「次期中長期計画では、「実装化された、商業化された」ところまでを評価できる具体的な評価軸の工夫が必要」とされているところ、これらの多様な取組を着実に実行するとともに、その成果を適切に評価できるような目標又は指標を設定することが重要である。

（４）年金積立金管理運用独立行政法人

（留意事項）

- ・ 法人においては、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）に基づくガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等によって、適切に役割分担及び連携が図られており、自律的なPDCAサイクルが機能していると考えられる。引き続き、国民から一層信頼される組織体制を確保することとしてはどうか。その際、業務執行の透明性・公正性の確保に向けた内部統制・コンプライアンスの一層の充実強化に取り組むべきではないか。
- ・ 年金積立金が増加する中で、年金積立金の管理運用の高度なモニタリングやリスク評価等を行う運用専門職員等の確保・育成という課題に対応するため、人材の受入れに伴う環

境整備や業務を通じて得られる経験・能力の効果的な発信を行うなど、人材の確保・育成に向けた必要な取組について、次期中期目標に盛り込んではいかがでしょうか。

また、年金積立金の管理運用に関するデータマネジメントの取組や投資判断プラットフォームの整備に関して必要とされるデータサイエンスの専門人材の確保・育成についても取り組むことが重要ではないか。

- ・ 法人の基本ポートフォリオに占める外国資産の割合が増加していることを踏まえ、市場リスクだけではなく、地政学上のリスクや、気候変動によるリスク等の多様なリスクについても配慮しながらリスク管理の高度化に取り組むことが重要ではないか。

(背景事情)

- ・ 法人におけるガバナンス体制については、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）に基づき、平成29年10月に合議制による意思決定機関である経営委員会及び監査等を行う監査委員会が法人に設置された。

法人においては、経営委員会・監査委員会・執行部それぞれの役割分担及び連携を図り、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めている。

法人のガバナンス体制については、適切に役割分担及び連携が図られており、自律的なPDCAサイクルが機能していると考えられるため、引き続きこのような組織体制を確保することが重要であると考ええる。

- ・ 人材の確保・育成については、業務・組織見直しにおいて、運用手法の高度化及び運用対象の多様化等に対応して、法人における年金積立金の管理及び運用能力の向上を図るため、高度で専門的な人材の確保・育成・定着を一層推進するとされている。

また、見込評価において、ユニバーサル・オーナーとして収集した膨大な取引データ等を有効活用できる情報処理プラットフォームの構築等、中長期的な観点から、データマネジメントの充実を図りつつ、年金積立金の管理・運用の精緻化及び効率化に資するための体制整備等にも引き続き適切に取り組んでいくこととされており、データサイエンスの専門人材の確保・育成も重要であると考ええる。

法人の業務を通じて得られる経験・能力は、キャリアパス形成において魅力的であるため、それらについて効果的に発信することで、高度で専門的な人材の確保・育成につながると考える。

- ・ 現行中期計画の基本ポートフォリオは、前期中期計画のものと比べると、国内の金利低下によって国内債券の利回りが低下している状況等に伴い、国内債券の割合が低下した一方、相対的に金利が高い外国債券の割合が増加した。

リスク管理については、業務・組織見直しにおいて、年金積立金について、分散投資による運用管理を行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関の各種リスク管理の強化に取り組み、かつ、適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、運用の多様化・高度化に対応したミドル機能及びバック機能の充実など、リスク管理体制を一層強化することとされている。法人は、市場リスクだけではなく、地政学的リスクや気候変動リスクなど、多様なリスクも考慮することが重要であると考ええる。

(5) 産業技術総合研究所

(留意事項)

- ・ 法人に蓄積された世界最高水準の研究成果に関する貴重な研究データ等の解析等により、インプリケーションを抽出し、更なる研究活動の活性化を図ることや、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るために設立した株式会社AIST Solutionsの効果的な活用など、法人のミッション遂行能力を向上させ、研究開発成果の最大化を図る必要があるのではないか。
また、共同研究などによる企業等との連携、社会実装に向けた実証プロジェクトの実施及びスタートアップの創出など、株式会社AIST Solutionsが法人と一体となって推進する取組の成果を法人の成果として適切に評価できるような目標及び指標を設定すべきではないか。
- ・ 世界最高水準の研究開発の成果を創出するため、法人の研究人材等の確保・育成に向けたこれまでの取組やその効果を検証した結果を踏まえ、優秀で多様な研究人材等の確保・育成を図ることが重要ではないか。
- ・ 特定国立研究開発法人は、国の基盤的プロジェクトへの参画等を通じて、国の重要課題に取り組んでいることから、より徹底した研究セキュリティ・インテグリティを確保することを次期中長期目標に盛り込んでどうか。

(背景事情)

- ・ 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)の実行計画として位置づけられる「統合イノベーション戦略2024」(令和6年6月4日閣議決定)において、「科学技術・イノベーションは、我が国の経済成長における原動力であり、社会課題の解決や災害への対応等においてもその重要性が一層増している。また、ウクライナ情勢やイスラエル・パレスチナ情勢など、世界の安全保障環境が厳しさを増す中で重要技術を巡る主導権争いは激化し、世界規模でのサプライチェーンの分断も起こっている。一方で、相対的な研究力の低下やエコシステム形成の遅れは、我が国の経済成長や将来的な雇用創出への大きな影響が懸念される。」とされている。

また、「国研は、産学官連携の中核を担うとともに、我が国の科学技術・イノベーション政策の根幹を支える機関である一方、新しい行政ニーズへの対応等の増大により業務運営の厳しさが増していることを踏まえ、研究基盤や人材の充実、相互の連携等による機能強化を図っていく。具体的には、2023年度の関係府省申合せに基づき、国研が他の法人とも連携・協力しながら、柔軟な人事・給与制度の導入や研修等の人材育成機会の確保に取り組むとともに、情報セキュリティ対策の整備、第三者機関や外部専門家等による客観的レビュー、適切なフォローアップ等を含む研究セキュリティ・インテグリティの一層の強化を図り、研究成果の社会実装に取り組んでいく。」とされている。

さらに、女性研究者の活躍促進について、「研究及び研究環境における多様性向上の観点から、ジェンダーギャップ解消等を通じた女性研究者の活躍を加速させていく。」や「第5次男女共同参画基本計画(2020年12月25日閣議決定)」に基づき、指導的立場も含めた女性研究者の更なる活躍の促進に引き続き取り組む。」とされている。

- ・ 特定国立研究開発法人について、「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」（平成28年6月28日閣議決定、平成29年3月10日一部変更）において、「我が国全体の方向性に関する国家戦略・方針等に基づき、大学や民間企業等のみでは困難な研究開発等を遂行し、世界最高水準の研究開発成果を創出する。また、創出された研究開発成果等は、国家的・経済的・社会的な課題解決に導くものとして、オープンサイエンスの推進、国際標準の獲得も念頭に置くことが重要である。」とされている。
- ・ 研究セキュリティ・インテグリティについて、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日関係府省申合せ）（上述の「2023年度の関係府省申合せ」）においては、「令和5年6月、国研の職員が不正競争防止法違反の容疑で逮捕される事案が発生した。国研は、国の基盤的プロジェクトへの参画等を通じ我が国の重要課題に取り組んでいること、また、国際連携・共同研究を行うにあたり我が国の信頼を損なわないためにも、相手国から求められた場合への対応を含め、より徹底した研究セキュリティ・インテグリティの確保が求められる。」とされている。
また、見込評価の「業務運営全般の適正性確保及びコンプライアンスの確保」の事項において、今後の課題として、「研究セキュリティ・インテグリティの更なる確保が必要。」とされている。
- ・ 業務・組織見直しにおいては、「社会課題の解決と我が国の産業競争力強化に貢献することをミッションとし、企業・大学等との一層の連携強化、課題解決力に加えて課題設定力の向上等を図るとともに、産総研の総合力を活かして、より一層組織的かつ機動的に研究開発・社会実装を推進することにより、イノベーションの連続的な創出を実現する。また、高度な専門性・知見を有する専門人材の確保と育成を図るとともに、国際情勢の変化に伴う経済安全保障等の重要性の高まりを踏まえ、研究セキュリティ・インテグリティの確保に万全を期す。」とされている。
また、「企業や大学等との連携を一層強化するとともに、領域間の融合を推進することで、社会課題解決・産業競争力強化につながるイノベーションを連続的に創出し、イノベーション・エコシステムの中核としての機能を果たしていく。」とされている。
さらに、「人材の積極的獲得・計画的な人材の育成に取り組むとともに、職場環境や業務プロセス等の見直しを図り、業務の安定性・継続性も確保する。海外研究機関との職員の人事交流等を通じて、競争力のある産総研の運営の実現に貢献する人材を育成する。」とされている。
- ・ 次期中長期目標期間においては、上記の業務・組織見直しに挙げる取組を推進することに加え、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づき、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るために出資し、設立した株式会社AIST Solutionsが、法人と一体としてミッション遂行能力の向上に貢献することが必要であると考える。

（6）住宅金融支援機構

（留意事項）

- ・ 社会・経済環境の変化や、法人の主力商品であるフラット35の事業量が減少傾向にある状況を踏まえ、法人の役割を再認識した上で、住まいのライフサイクルを通じた新たな支

援の実施等、民間金融機関では支援が届いていない部分の商品化について検討し、次期中期目標に盛り込んでどうか。

新たな支援・商品化の検討に当たっては、融資に関連したデータを活用するDXの観点も必要ではないか。

- ・ 近年、激甚化・多頻度化する大規模災害への対応に係る「災害復興住宅融資」や「耐震改修リフォーム融資」等の住宅資金融通等事業（直接融資）については、地方公共団体、民間金融機関や利用者等のステークホルダーのニーズを的確に把握するとともに、周知・啓発の強化に向けた定量目標を次期中期目標に盛り込んでどうか。
- ・ 住宅政策上の課題に対する効果測定を行うための成果指標（アウトカム指標）について、主務省において検討の上、具体的な定量目標を設定することが重要ではないか。

（背景事情）

- ・ 国の定める「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）においては、「社会環境の変化」、「居住者・コミュニティ」及び「住宅ストック・産業」の3つの視点が掲げられており、法人では全ての視点に関与していることから、政策課題を踏まえつつ、政策実施機関・公的金融機関として住生活を巡る様々な社会課題の解決に取り組むことが求められている。

また、現行中期目標においては、上記の政府方針を踏まえ、「社会経済情勢の変化に対応しつつ、引き続き、多様な金融サービス機能を活かし、公的機関として住宅金融市場において先導的・模範的な役割を果たすとともに、ステークホルダーと協働して地域における政策課題の解決に向けて取り組むこと」とされている。

- ・ 法人の主力商品であるフラット35については、平成15年に事業を開始して以降、対前年度の貸出残高が令和5年度末に初めて減少に転じた（「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」（令和6年8月6日公表））。また、事業量についても近年は減少している状況にあり、令和6年2月に開始された「フラット35子育てプラス」も、現状では事業量の減少傾向を鈍化させるに留まっている。一方で、法人が策定した長期ビジョン「住宅金融支援機構Vision2035」（令和6年2月策定）においては、「住宅の取得、維持管理、リフォーム、流通、解体、建て替えといったライフサイクルを通して住まいの価値向上の実現を支援する」ことが掲げられている。また、業務・組織見直しにおいて「住宅循環システムの構築に向けて、フラット35等の制度・運用の見直しを適切に行っていく。」と記載されている。
- ・ 法人は、証券化支援や住宅融資保険などの多様な事業を行っており、各事業において様々なデジタル化の推進の取組が行われているが、現行中期目標におけるDXに関連する項目は、「業務運営の効率化に関する事項」における「デジタル化の推進」の項目のみとなっている。

新たな支援・商品化に当たっては、住宅金融市場におけるDXの進展を踏まえた検討が重要であることから、融資に関連したデータの活用について、次期中期目標を策定する必要があると考える。

- ・ 住宅資金融通等事業（直接融資）については、地方公共団体、民間金融機関や利用者等のステークホルダーのニーズを的確に把握することが重要であり、具体的には、「災害復興住宅融資」における融資手続の迅速化等の検討を行うことが必要と考える。

また、見込評価では、令和6年能登半島地震をはじめとした災害対応や災害復興住宅融資の制度・運用の見直しに関する記載はあるものの、現行中期目標及び業務・組織見直しにおいて、周知・啓発に関連した定量目標の設定はされていない。

次期中期目標の策定に向けては、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金融通の補完を目的とした法人の本来の趣旨を踏まえ、周知・啓発を強化していくことが重要であると考ええる。

- ・ 法人には、近年の長短金利差拡大、住宅価格高騰等に伴うフラット35の事業量の減少などの市場環境の変化、少子高齢化や人口減少、高経年マンションや空き家の増加、激甚化・頻発化する災害、2050年カーボンニュートラルの要請等の社会環境の変化を踏まえた対応が求められる中、既存のKPIだけでは、法人が住宅政策に沿って住宅市場にインパクトを与えているかどうか必ずしも明らかでない。住宅政策上の課題である脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成等の成果指標（アウトカム指標）を適切に設定することが重要であると考ええる。

（7）国立健康危機管理研究機構

（留意事項）

- ・ 第一期中期目標の策定及び業務実施に向けては、法人のこれまでの議論において整理された課題とそれに対応した必要な方策を目標に落とし込むことが重要であり、新型コロナウイルス感染症への対応における政府全体の課題と今後の対応策について整理した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定）等の記載を踏まえ、第一期中期目標の策定及び業務実施に取り組む必要があるのではないかと。

また、国の施設等機関である国立感染症研究所と独立行政法人である国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）から特殊法人を新設するという前例のない統合であるため、丁寧に統合作業を行うとともに、組織形態が変更することに伴って従前からの強みが失われることがないよう、柔軟な運営に努めることが重要ではないかと。法人に新たに求められる役割を踏まえ、2つの異なる組織の統合によって生じるシナジーを検討し、第一期中期目標に盛り込んでどうか。

さらに、2つの組織の統合以降、新体制において危機管理総局等の統括部門が組織全体の調査・研究をマネジメントしていくに当たり、組織内のガバナンス強化に必要な取組についても第一期中期目標に盛り込んでどうか。

- ・ 法人設立後の十分な科学的知見の確保・共有に向けて、国内外の医療機関や研究機関、地方自治体等との間で平時からネットワークを構築しておくことを第一期中期目標に盛り込んでどうか。
- ・ 感染症対策については、平時・有事の両方について、国や法人の業務フロー全体の在り方を検討していくことが重要ではないかと。特に、有事の際の内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省、法人の関係部署全体の意思決定フロー等については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の記載を踏まえ、混乱や停滞が生じないよう、平時から綿密に摺り合わせるべきではないかと。

また、法人の業務フローについては、「国立健康危機管理研究機構の創設に向けて～感染症に不安を抱くことのない社会の実現～」(令和6年4月9日国立健康危機管理研究機構準

備委員会報告書)で示された内容を法人設立後に実践し、必要に応じて見直していくべきではないか。

- ・ 引き続き、国立高度専門医療研究センター(NC)や既存の医療系独立行政法人など関係機関と連携することが必要ではないか。特に、NCGMの中の医療研究連携推進本部(JH)がNC6法人の資源・情報を集約し、それぞれの専門性を生かしつつ有機的・機能的連携を行う役割を果たしてきたところ、法人の設立後はNC5法人+1特殊法人という形になるが、引き続き連携することを第一期中期目標に盛り込んでどうか。
- ・ 情報収集・分析・リスク評価や研究・開発等法人に求められる役割を発揮するための専門性の高い人材の確保・育成に向けて、産学官連携等の必要な取組を第一期中期目標に盛り込んでどうか。

(背景事情)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」(令和4年6月15日新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議報告書)において、科学的知見と根拠に基づく政策判断に資するため、政府における専門家組織を強化し、国内外の情報・データ等の迅速な収集・評価等に加え、国内の疫学・臨床研究を行う能力の向上を図ることとされた。これを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」(令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)では、医療対応・公衆衛生対応・危機対応・研究開発等の機能を一体的に運用するため、国立感染症研究所とNCGMを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設するとされ、さらに「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」(同年9月2日同対策本部決定)では、その機能として、①感染症等に関する科学的知見の基盤・拠点、②国際保健医療協力の拠点、③高度先進医療等を提供する総合病院をはじめ両機関が現在担っている事業等の着実な実施、が挙げられた。

それらを踏まえ、令和5年5月に国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)が成立し、令和7年4月1日に両組織を統合した法人が設立予定である。法人は、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織となることが期待されている。

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応における政府全体の課題と今後の対応策については、前述の有識者会議報告書や、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(令和6年7月2日閣議決定)において整理されており、それらの課題と対応策を踏まえた上で、目標を策定することが重要であると考える。
- ・ 政府行動計画においては、国立感染症研究所とNCGMを統合することで、法人は、国内外のネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価、科学的知見の迅速な提供等、研究開発等のネットワークのハブ、人材育成、国際連携の5つの役割を担うこととされている。

また、NCGMの業務・組織見直しにおいても、研究・開発機能について、シーズ開発から非臨床試験、臨床試験等までを戦略的かつ一貫通貫に進めることができる体制、有事には機動的な対応ができる体制に切り替えられる組織体系を構築することとされている。

今般の法人の新設は、国（厚生労働省）の施設等機関である国立感染症研究所と独立行政法人であるNCGMから特殊法人を新設するという前例のない統合であるため、法人の機能が損なわれることの無いよう丁寧に統合作業を行うとともに、法人に新たに求められる役割を踏まえ、統合によって生じるシナジーを検討することが重要であると考えます。

2つの組織の統合以降、新体制において危機管理総局等の統括部門が組織全体の調査・研究をマネジメントしていくに当たり、組織内のガバナンス強化についても取り組むことが必要であると考えます。

- ・ 政府行動計画において、法人は、感染症インテリジェンスや研究開発や臨床研究等におけるハブとしての役割を担うために、国内外の政府機関、研究機関、医療機関、大学、地方公共団体、製薬企業等とのネットワークを構築することが期待されている。

また、NCGMの業務・組織見直しにおいても、海外の政府系研究機関や専門機関、国内の大学、医療機関などに加え、地方衛生研究所等の地方組織との協働・連携により、感染症情報のネットワークを強化することとされている。

- ・ 政府行動計画において、法人は、国からの科学的知見の求めへの対応や調査研究等の有事における健康危機への対応を想定した平時の体制を構築するとともに、感染症有事の際に迅速な対応が可能となる体制を構築することとされており、かつ、国や地方公共団体等と協力し、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施することとされている。

また、「国立健康危機管理研究機構の創設に向けて～感染症に不安を抱くことのない社会の実現～」(令和6年4月9日国立健康危機管理研究機構準備委員会報告書)において、法人の組織体系のコアとなる部分の「設計図」が示された。また、同報告書において、危機管理総局等の統括部門の具体的な組織体系や、統括部門を中心とした平時・有事の業務フローのイメージについても示された。上記の業務フローの内容を法人設立後に実践するだけでなく、運用面の実態を踏まえ、必要に応じて見直していくことが重要であると考えます。

さらに、NCGMの業務・組織見直しにおいても、法人は、感染症発生早期からの対応が可能となるよう、平時から適切な感染管理下で治療を行うことができる専門性を備えることを目指しつつ、有事の際は、非感染症分野の臨床スタッフ等の法人内の資源再配分を行い、国内外の臨床ネットワークを構築・活用しサージキャパシティを確保する仕組みを構築することとされている。

- ・ 政府行動計画において、法人は、国及び地方公共団体等と協力しつつ、医療機関等の関係機関との連携を強化し、検査体制の整備や、電子カルテ等のデータ連携等の取組を図ることとなっている。

また、NCGMの業務・組織見直しにおいても、法人は、NCとの連携を図るためにNCGM内に立ち上げたJHに関して、法人とNC 5 法人との連携に必要な体制を構築することとされている。

- ・ 政府行動計画において、法人は、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させるための専門的な人材育成のために、感染症に対応する公衆衛生人材、医療人材、病原体分析や研究開発を推進できる人材等の専門人材の養成を大学等の関係機関と連携して推進することとされ、また、地方公共団体等で疫学調査やリスク評価、公衆衛生対応の中核となる人材を育成する機能の更なる充実強化も特に求められている。

さらに、NCGMの業務・組織見直しにおいても、法人は、産官学連携や国際的な人事交流等の取組を積極的に行い、ワクチン・治療薬開発を含む幅広い横断的研究分野で活躍できる人材を確保・育成することとされており、加えて、政府と研究・臨床事業を担う部門とのコミュニケーションを行う人材や、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーター等の人材の確保・育成に取り組むこととされている。